

第5回住民票の写しの交付制度等のあり方に関する検討会

平成19年1月31日（水）

【堀部座長】 おはようございます。

ただいまから、第5回住民票の写しの交付制度等のあり方に関する検討会を開催させていただきます。本日も大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

議題に入ります前に、きょうの出欠の状況ですが、最後ということもあってか、全員出席となっております。

前回の第4回検討会におきましては、これまでの議論をまとめた検討会報告書（素案）について議論を行いました。本日は、お手元の次第にありますように、まず議事1としまして報告書（素案）に対する意見募集の結果について、議事2としまして報告書（案）についてということをご予定しております。

まず事務局からの説明を伺った上でご議論いただきたいと思っております。

では、資料の確認等を福浦企画官からお願いいたします。

【福浦企画官】 本日の資料でございますが、配付資料の一覧をつけてございますが、資料1といたしまして、報告書（素案）に対する意見募集結果の概要がまず1点、資料2として報告書（案）でございます。資料3といたしまして、資料編をまとめさせていただきました。あと、卓上配付といたしまして、素案からの見え消し修正版も用意してございますし、報告書（素案）に対するご意見についても卓上に配付させていただいております。

資料については以上でございますが、議事に入ります前に、日本弁護士連合会から会議の傍聴希望がありましたので、開催要領に基づきましてご決定いただければと思います。

【堀部座長】 前回もお認めしておりますので、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【堀部座長】 それでは、お認めしたいと思います。

【福浦企画官】 次に、NHKと朝日新聞社、共同通信社からの傍聴希望も出ておりますが、いかがいたしましょうか。

【堀部座長】 これも同様に扱ってよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【堀部座長】 それでは、そのように扱わせていただきます。

【福浦企画官】 以上でございます。

【堀部座長】 それでは、事務局、望月理事官から説明をお願いいたします。

【望月理事官】 それでは、まず、意見募集の結果の概要のほうからご説明を申し上げます。

資料1というものと、あと、お手元に卓上配付資料といたしまして、具体的な意見の内訳等が書いてございますので、こちらのほうの卓上配付資料をベースに、説明をさせていただきます。

全体といたしまして、意見募集の結果として101件ございました。意見募集期間は昨年の12月28日から今年の1月15日まででございます。この中で、内訳を分類いたしましたところ、市町村から72件、都道府県からは5件、その他人権関係の団体から3件、士業の関係団体から5件、疫学関係団体から6件、年金・保険関係団体から5件、その他の団体ということで、これはNPOでございますが1件、あと個人の名前で4件でございます。それぞれ中身のリストはその後個別意見として並べさせていただいておりでございます。具体的な実物は、後ろのほうにそれぞれ束ねてありでございます。一つ一つ全部ご紹介はできませんので、これを各項目ごとにまとめたものがお手元の資料1でございますが、その前に全体の概要をちょっとご説明したいと思います。

ここのリストの中を2枚めくっていただきまして、お手持ち資料の中に意見募集結果のポイント（参考）というのが3ページ目にあります。

まず、全体概要でございますけれども、全般としまして、基本的な方向性としては、これまで何人もというのを限定するというところで賛成であるという意見が多かったのではないかと考えております。ただ、制度の改正をしっかりと周知してくれという意見もございました。

あと、各論でございますけれども、全般としまして、まず写しの交付でございますけれども、一定の場合のみ交付請求できるようにする素案には賛成だという意見が多かったということでございます。ただ、手続の面で、戸籍謄抄本とできる限り整合的なものであるものが望ましいという意見もございました。

また、判断基準等を全国的に統一してほしいという意見もあったところでございます。

そのあと（2）のところでございますが、本人等請求といたしまして、素案に賛成だということが、異論ないという形で具体的な意見が特にないというのも含め、全般としては多かったかなと。その中で一部市町村からですけれども、請求者本人がどのような記事

項が必要かわかっていない場合があるということもあって、現場で、これは行政サービスのベースですけれども、請求事由を明らかにしてもらって、こういうのは要らないんじゃないかとか、そういうふうなアドバイスをしている場合もあるので、そういうことは引き続き認めてほしいという意見があったところでございます。

(3)の公用請求につきましては、特段大きなご意見というのとはなかったと思っております。なお、身分証明書の提示は、しっかりと行政機関の職員に行わせる必要があるという意見があったという状況でございます。

(4)の第三者請求でございますけれども、①の全般としましては賛成だという意見が多いわけですが、以下のような意見も見られたところでございます。1番目のアは、正当な理由を担保するために疎明資料というものをある程度必要とすべきではないかという点。

またイとしまして、ドメスティック・バイオレンスについては言及があるけれども、ストーカーにも対応するようにすべきではないかという点でございます。本来的には第三者請求のところでありますが、本人等請求に記述がありますので、そちらのほうでも考慮してほしいという意味でございます。

あと、ウで、これは全般と同じことですがけれども、戸籍と整合性が要るのではないかという意見。

またエとしましては、これは具体的に当てはまるかどうかという話なんですけど、厚生年金の支払いの際とか、保険金の支払いというものがありますよと。その場合は要するに義務の履行として認めてくれという話でございます。

オにつきましては、学術研究のような場合について、一定の場合に交付請求が認められてもいいのではないかと。具体的に言いますと、例えば、ある一定の母集団でがんが発生するかどうかといったことを追跡調査するような場合について、特に必要じゃないかという意見があったというものでございます。

②は、弁護士等資格者の請求についてでございますけれども、いろいろな意見がございましたが、全般としましては職務上の請求用紙を使うというのを前提としまして、依頼者とか使用目的とかを明記するということが必要なのではないかということと、あとは様式を統一すべきであるという意見がございました。この点は素案で言及しているところですので、基本的には同じように賛成だという意見とほぼ一緒だと思っております。あとは戸籍と同様な取扱いにすべきであるということで、戸籍のほうで第三者請求と、あと依頼者をベースにして要件にはまるかどうかを考えるということでもありますので、素案のほうで

も表明している考え方ですが、そこについて念押しに近い形で意見があったということをございます。

2番目の本人確認等の行い方ということをございますけれども、この件について、基本的には賛成の意見が多いのだろうと思っております。その中で、代理人による請求の場合、代理人本人の確認はいいのだけれども、委任した者の本人確認の書類もあわせて提示するのがいいのではないかという意見もあったということをございます。全般としまして、戸籍とあまり違う扱いになるとやっぱり混乱のもとだということと、あとは事務負担が大きくなる場合があるので、そこは適当に勘案する必要があるのではないかという意見が、本人確認に限らないことですが、全般としてはあったというものでございます。

また、弁護士等の資格者による郵送請求の場合、素案のほうでは、基本的には住民票に記載されている住所に送るのがいいのではないかと書いてあるのですが、弁護士等の資格者による場合とか、あとは法人の場合も一般に言えるかと思いますが、事務所のほうに送るという必要があるのではないかということをございます。

3番目で、その他ということをございますけれども、交付請求書の開示については、戸籍のほうと結果として同様でございまして、認めるべきだという意見と、認めるべきではないという意見と両論あります。あと、また、現時点では認めないこととしてもやむを得ないのではないかという形で、中間をいくような意見、このように意見はいろいろございまして。結果としまして、戸籍法と同様にすべきであるという意見もありました。また、住民票の写し等が取得されたことをはがきで本人に通知する、いわゆる本人通知制度、これは交付請求書の開示制度をさらに一歩進めた制度でございまして、こういったものを導入すべきという意見もあったところをございます。

その後は、届出の際の本人確認ということ、転出転入のほうでございまして。本人確認をしっかりとやるという点につきましては、賛成の意見が多かったということをございます。あと、本人確認書類をある程度提示してもらっただけだけれども、本人を確認できるものがなくて、例えば口頭である程度確認していた場合とか、写真の貼付がない場合も認める場合がある。そういった場合について通知を出す必要があるという素案になっているわけですが、その中で、写真の貼付のない官公署発行物の場合につきましては、それぞれ全部通知するとなるとなかなか大変ではないかという意見があったところをございます。我々、あくまで一般論として、写真貼付がない場合は注意したほうがいいと言っているのですが、一般論だということではなかなか読みきれずに、ある程度市町村の裁量を認めてくれとい

う意見になったかと思imasので、そのあたりを明記する必要があるのかなということ
でございます。

その他でございますが、戸籍の附票について、素案に賛成であるという点と、2番目、
罰則でございますけれども、基本的には刑罰化を図ってくれという意見が多かったのでは
ないかと承知しております。なお、刑罰化までせずに、過料の引き上げでもいいのではな
いかという意見もあったという状況でございます。

以上大体の概要でございます。

あと、資料1のほうに戻りまして、個々の内容の幾つかを説明を申し上げます。

2ページ目でございますが、交付請求できる場合等ということで、基本的には現行に賛
成ですという点で意見が多かったという状況でございます。○が3つぐらいに分かれてお
りますけれども、最初は賛成だという点、2番目は、公開原則を見直して、一定の要件に
該当する場合のみとされたいと。あと、3番目の○であれば、公開原則を抜本的に見直し、
原則非公開にすることを要望するというので、全般としては賛成だろうという意見とし
てまとめられるかと思っております。4番目の○が、窓口で混乱をきたさないように、法
改正後は制度改正について十分周知徹底してほしいという意見でございます。

その他いろいろなことがございまして、あとは全国的な統一を言っているのがその次の
次です。もともと住民票の交付事務は市町村の本来的な固有事務でございますので、これ
をどのように統一性を図っていくかというのは一つの課題になるわけですが、閲覧の際は、
皆さんできる限り情報を共有していきましょうという方向でやっておりますので、似たよ
うな対応が考えられるのかなということでございます。

その後、一番下ですけれども、公証制度である戸籍謄抄本の交付制度との整合性を図る
べきだという意見がございます。

3ページ目、一番上でございますが、「原則非公開」という意見が多い一方で、これは個
人情報保護の考え方に準拠しているかと思imasけれども、「個人情報を保護しながらも、
いかにしてその適正な利用によって住民の利便の増進を図るのか。」という社会的要請とい
うものもあるのだということも考えてくれということでございます。閲覧も基本的にこう
いうことでやっております、今回の形も基本的にはこういうことです。個人情報保護を
図りながら、一方で社会的な要請にこたえるということで実際には推移しているところ
でございます。

あとは、いろいろ意見があったということでもあります。

本人等請求のところでございますけれども、先ほど申しました現場での指導というところですが、3ページ目一番下の○でございます、請求者が、続柄や本籍といった記載を必要としているかどうかを判断し、適切な住民票の写しを交付するためにも、本人等請求であっても、請求事由を明らかにすることを原則とされたいという意見があったということでございます。

公用請求でございますが、一番最初にNPOのクリアリングハウスから意見をいただいておりますが、まず最初は、機関としての請求であることを要件として、そのほかに請求事由を明らかにする必要があることを明確にすべきであるとなっておりますけれども、今回、そもそも公用請求の場合、機関による請求であるとなっておりますので、カテゴリーとして機関による請求であることを明らかにしてございます。また請求事由を明らかにする必要があるということを素案の中で述べているところでございます。その後、監査・検査体制とか、結果の公表などございますが、基本的にこのところは行政機関等個人情報保護法で対応できると考えておまして、閲覧の場合と基本的にそんなに変わらないと考えております。

あとは、公用請求の下から2番目の○ですけれども、職員の身分を証する書類を提示することを義務づけてほしいということ、これは本人確認のやり方として今後対応していくという話でございます。

第三者請求でございますけれども、疎明資料の添付を必須化してくれという意見、できる限り疎明資料で確認していきたいというのが市町村の意見であるということでございます。

2番目の○で、一個人の方からいただいておりますが、ストーカーの加害者の場合、この人たちが住民票を取得する場合がありますので、それにも的確な対応をしてくれということで、現在運用上、既にストーカーについては対応しておりますが、報告書素案に明記しておりませんでしたので、それを明記する方向で考えたいということでございます。

次のページにまいりまして、幾つかございますけれども、ちょうど真ん中あたり、企業年金とか厚生年金の団体から、年金全般の給付を行うことは、第三者請求に該当することを明確にしてほしいとのことでございます。次の○では、第三者請求の「正当な理由」に公益性の高い学術研究も含むようにしてもらいたいと、日本疫学会とか放射線影響協会、地域がん登録全国協議会とか、府立大学の医師あたりからいただいております、皆さんがんの研究とかを追跡調査されている方でございます。

あとは、幾つか意見がございましたのは、次の6ページでございまして、例えば真ん中のあたり、○の3つ目でございしますが、委託を受けて交付請求をする場合については、交付請求者のほかに、委託者の氏名とか所在地も明記するようにできないかとか、そのような意見でございます。

あとは、第三者請求の弁護士等資格者による請求のところでございますが、職務上請求用紙には依頼者名とか使用目的とかを明記するように要望するというのが41市町村というものでございます。

また、職務上請求用紙の様式を統一してくれということでございます。これも市町村側でございまして、実際に職務上請求用紙を現場で何年間か保存するということになるのですが、そのときに様式がばらばら、特に用紙の大きさがばらばらなものですから、そういうものの統一をできる限り図っていただきたいという意見かと思われま。

あとは、次のページでございすけれども、一番上でございまして、職務上請求の取扱いについては、全国統一的な運用を図る必要がある、また職務上請求と第三者請求につきましては、戸籍法部会法制審議会で別に扱われているので、同じように扱うべきではないかという中身でございます。

あとは、情報公開クリアリングハウスのほうで「具体的事由」を書くことが困難だということを確認してくれということとかそのようなこと、これは各それぞれの資格者の集まりの会に、ある程度今後働きかけながら対応していくような課題をいただいております。

あと、幾つかございすけれども、まさに書いてあるとおりのご意見でございまして、個人情報保護を言うもの、一方で適正に使えるようにしてくれという意見もあり、ちゃんとそこは適正なバランスをとってくれという意見が全般としてはあるのだろうということでございます。

8ページ目でございますが、本人確認のところ、こちらのほうは本人・代理人にかかわらず、請求者の本人確認を義務づけてほしいというものです。

弁護士等の職務上請求用紙の場合について、弁護士の資格証をぜひお願いしたい。あと、補助者証です、事務員が来れば補助者証というのが要りますので、ぜひお願いしたいということかと思ひます。このあたりは、結局、非常に大量に請求がありますので、それをいかに能率的にやるのかという場合に、統一的な身分証明書があるのが、やはりお互いのためになるのではないかということがベースにあるのだろうと思ひております。

あと、郵送でございすけれども、郵送の場合も本人確認書類の提出等を規定していた

だきたいということと、あとは次のページでございますけれども、上から一番目でございますが、8土業の事務所に指定してくれということがありました。これは、8土業だけではなくて、法人の請求の場合は全般に言えることではないかと思っております。

また、これは生命保険会社からですが、もともと自分自身の登記証明書までつけさせられると、非常に事務負担が大変だという意見がございました。

あとは9ページの下の方の代理人・使者のところですけども、○の2つ目で、原則委任状を求めることができるようにしてほしいというものです。また、その次の次でございますが、代理人と使者の区別について、政令等で明確に基準を定めてほしい。要するに使者というのがよくわからない概念なので、ある程度はっきりしてくれという意見かと思っております。その後ですけども、親族とか同一の住所の別世帯の者からについては、市町村長の判断で委任状の省略可能ということの運用でもいいのではないかという意見もあったところでございます。

10ページ目でございますが、その他ということで、交付請求書の開示の点でございます。ここがやはり一番意見の対立というか、まとまりがなかったところでございまして、一番最初のところは、「現時点においては、住民基本台帳法上特段の規定を設けないこととするのが適当である」とすることは、やむを得ないというものでございまして、そのほかに、交付請求書の開示制度のあり方を検討してほしいというのが、市町村とか都道府県とかから来ております。

一方で、次の11ページで、下の方でございますが、交付請求書の開示については、交付申請自体も個人情報であることから、市町村長の判断で開示を可能とすることはできない制度とすべきであるとか、資格者の守秘義務に対して特段の配慮を要望するというところで、これも同じように依頼者等があまり出せないで、そういう面で請求書の開示までやめてくれという意見でございます。この辺の意見はそれぞれ対立している状況にあるということでございます。

あとは、特別の請求ということでございますけれども、特段これというのはないのですが、特別の請求の場合でも、その理由をある程度明らかにしていただきたいということとか、そのようなご意見があったところでございます。

除票につきましては、法律にひきあげてくれという意見は若干あるのですけれども、そのほかに、保存期間を、これは司法書士会ですけども、5年間から20年間にしてくれという意見もあるところでございまして、これは両方である意味で対立する意見です。引

き上げることと、今、あるものを長くすることというのは、負担の関係で全く対立すると思いますので、一律に法律で規定するのはなかなか難しい状況なのではないかと思っております。

その後、13ページ以降届出についてのご意見でございます。全般としましては、一番上ですけれども、現行案に賛成だと、特に不正とか、なりすまし事案がありますので、こういうものに対応するために、明確に本人確認というのを法令に義務づけてくれという意見でございます。

あとは、全般の下から2つ目の○ですけれども、届出義務者について、同一世帯の者とか別世帯の配偶者とか、いろんなものを加えたらどうだとか、つまりこういうところまでいわば世帯の外縁として認識されている人もいる場合とか、一方で同居人が行った転入とか転居につきましては、世帯主の同意書を添付するなどの法的規定が要るのではないかと、やはりこのあたりも世帯員までは一定の概念だと思いますが、その外縁をどのように考えるかというのは、団体によってちょっとばらつきが出てくるのではないかと考えるところでございます。また、代理人・使者の本人確認の項でございますけれども、統一的な判断基準というのもあるのですが、委任状の書式とか委任の旨を確認する方法として具体的な例を示してほしいとか、疑わしい場合の方策として電話確認はだめかとか、委任状をいかに確定していくかというところで、やや苦慮、もしくは工夫をしている団体があるというところでございます。

あと、14ページ一番上ですけれども、使者についても本人確認が必ず要るんだというご意見があったという状況でございます。

2番目の本人確認書類の提示等が十分でない場合の通知制度でございますけれども、厳格にそこはやってくれ、要するに届出の不受理というようなことも認めてくれとかいうような強硬意見もある一方で、通知を徹底的にやってくれという意見が2つ目の○でございます。また、本籍地の市町村に電話照会とかをして、それによって確認するという、これは戸籍の制度でよく使われているということで、できないかという話でございました。任意の協力でございますので、本来法律に規定しなくてもできるということだと思いますが、そういう確認方法もあるのだという意見があったところでございます。

あとは、「写真貼付の官公署発行物の提示がなかった場合」の通知になると、これが非常に大きく増えるので、事務処理が困難だということでございます。結局これを避けるためには、現場でいかに本人確認をきちっとやるかにかかわりますので、ここはある意味比較

衡量の問題ではないかと思っております。あとは、いろいろ書いてありますが、本人確認書類として、写真貼付ではない場合の健康保険証とか年金手帳とかも必要ではないかという意見があった、これは現行でも認めておりますが、そういうところも現行のところをある程度考えてくれという意見でございます。

15ページでございまして、戸籍の附票の写しの交付について、基本的には賛成だということとか、戸籍に記載されている者に限定すべきだとか、そういう意見がございました。基本的には賛成だという意見が大勢ではないかと思っております。

罰則のところでございますが、偽りその他不正の手段による住民票の写しの取得とか、虚偽の転入届出等は、犯罪行為である、違反者には厳しい制裁（刑罰）を科して実効性のあるものにしてほしいというところ、これが基本的には大勢であります。あとは日本弁護士会連合会から、制裁の強化は反対ではないけれども、刑罰化ではなくて過料の引き上げでいいのではないかという意見をいただいているところでございます。

今回罰則に対する意見の中で思いあたりましたのは、個人情報保護の価値が高まるというよりも、もともとこういうものを勝手にとること自体が反社会的な行為だという認識が、世の中にある程度定着しているのではないかということでございます。

以上が全体としての意見募集結果の概要でございます。

関連ですので、続きましてこれを踏まえて報告書（案）、素案からどういうふうに直していくかというところの原案をご説明申し上げます。

お手元に報告書の案で見え消し版がございます。どこで区別するかというと、委員限りと四角で書いてあるほうの席上配付資料です。こちらが見え消し版ですので、こちらでちよつと説明をさせていただきます。

まず基本的な考えとしましては、大きく賛成をいただいておりますので、そのところの変更等は要らないだろうと思っております。

2ページ目でございますが、時点修正でございまして、次期通常国会というのが平成19年通常国会ということで時点修正をいたしました。これ以外は特に変更はないという状況でございます。

3ページ目、本体のところでございますけれども、全般としまして、ア、イ、ウという分類につきましては、基本的な方向性としてはやっぱり賛成だという意見が多いので、このままということよろしいのかなど。②の「本人等請求」のところでございますけれども、現在の制度では、ドメスティック・バイオレンスの加害者と書いてあったわけですが、

ストーカー行為というのを入れました。本来ストーカー行為というのは、第三者の場合が多いかと思って例示の中に入れていなかったんですけども、考え方としまして、そのストーカー行為が、被害者と同一世帯の者を脅迫して住民票をとっていくということは一応あり得るものですから、例外類型の扱いですけども、これを入れてございます。あと、括弧のほうで、なお書きでございますけれども、市町村においては、本人等請求の場合において、住民票の写しの用途に応じてどのような記載事項が必要かとか、世帯員全員の住民票の写しが必要かなどを請求者にアドバイスするために、任意に請求事由を明らかにすることを求めている事例がございます。これはあくまで任意の取り扱いでございますので、こういうものは別に今後とも、否定されるものではないというのをなお書きとして明示しておこうということでございます。

その後、公用請求につきましては特段大きな変更等は要らないと思っております。

4 ページ④「第三者請求」のところでございますが、第三者請求について全般的な考え方としては変えません。その際に利用の目的に応じて特定の住民に係る居住関係について確認することにつき相当な理由がある場合には、これはあえて言うまでもないことですが、これまでと同様に必要に応じて疎明資料を提示させるなどにより事実確認の上、公証制度として住民基本台帳制度の目的の範囲内として住民票の写し等の交付を認めることとするのが適当であるということでございます。これまでは、当然のことなのであえて明記しなかったのですが、疎明資料はどうなるんだという意見がございましたので、これまで同様にそれはやりますということを一応明らかにしておくということでございます。

あと、参考の中で、これまで閲覧検討会報告書の中で例示されたものだけを挙げていたのですが、これが入るのかどうかという議論がございましたので、閲覧検討会報告書の書きぶりをベースに、本人以外の第三者が住民票の写しを取得する正当な理由の例として、2つ、つけ加えさせていただきました。一つは、債権の行使と反対の概念の義務の履行のところの具体例でございまして、債務者として生命保険会社、企業年金等が債務の履行ということで満期となった生命保険金、年金等の支払いのために債権者本人（この場合は被保険者もしくは年金受給者ということになります）の住民票の写しを取得する場合だということであります。これらは、債権の関係と裏返しの関係で同じ理屈になりますが、本来であれば本人からいただいてもいいのだけれども、それがなかなか難しい場合ということで考えられるのではないかとございまして。なお、特に明記してくれと生命保険会社から言われておりますのは、今、金融庁のほうで保険金を不支払いしていることが

けしからんということで業界を指導しておりますので、逆にそういうふうに指導を受けながら、一方で住民票がとれないとなると非常に困るということで、ぜひ例示してくれという要望がございましたので、それも勘案して書いたほうがいいのではないかと考えております。

2つ目でございますが、学術研究等を目的とする機関が、公益性の観点からその成果を社会に還元するためにと、ここの書きぶりは、閲覧の際に一般的に学術研究機関に認める場合がございますので、その類型を参考に挙げております。疫学上の統計データを得る目的で、統計データですので、最終的なアウトプットにつきましては、個人の情報ではなくて、まさに統計データとして処理される。そういう場合にある母集団に属する者を一定期間にわたり追跡調査する必要がある場合ということは、その他相当な場合として考えられるだろう。端的に言うと公衆衛生の向上のために特に必要な場合ということで、個人情報保護法とかの中で、例外類型として認められるものに一つはまるのではないかとということで例示を挙げさせていただいております。

その後、弁護士等のところ、パブリックコメントにかけた案から特段変更等はございません。

あとは、本人確認等でございますけれども、事実が明らかにならなかった場合には拒否できるということを、当然のごとく考えておるのですけれども、法律に書く必要は多分ないのですが、法令にまで明記してくれという意見もありましたので、考え方としては丁寧に書いておこうということで、①のところでございますが、本人確認書類の提示等を市町村長が求めたにもかかわらず応じないということで確認できないといった場合がありますので、これについては不適當で拒否する場合になるということでございます。これは今まで代理のほうだけ特に同じようなことを書いておったんですが、本人確認がそもそもできない場合のほうも、同様の議論が当てはまりますので、こちらのほうも書いておくということでございます。

②の郵送請求の場合でございますけれども、もともとの素案では、真ん中で住民票の写しの郵送先が請求者本人の住所地、その後住所地というのが住民票に記載されている住所地というふうに定義づけてしまっておりますので、これ以外の場合はいいのかという議論が起こったということで、それにつきまして確認の方法として住民票に記載されている住所地等と照合してということで、例えば事務所の場合であればその請求書などと照合しながらということが読めるようにしようということでございます。一般的には大部分の方が

個人の方ということですので、基本的には住所の照合で足りると思いますが、例外等はある程度読み込めるようにしておくということでございます。

3番目でございますが、これは使用者の定義がよくわからんという意見がありましたので、一たん代理人ですべて書いた上で最後に使用者でまとめて書こうと思ひまして、代理人・使用者と併記の形は今回やめさせていただきました。使用者のところの書きぶりは、6ページの⑤のところでございますが、いわゆる使用者による請求がこれまで認められてきたところです。これは交付申請書に記載されている申請者本人が、何らかの事情で出頭できないため、これとは異なる者が、交付申請書を、この後が大事なところですが、「単に」提出し、住民票の写しを「単に」受け取るために市町村の窓口に出頭するものであると。このようにして出頭者を指して一般に使用者と呼んでいる者であると、使用者の概念を書いてございます。本人と異なる方が出頭して、その場合に単に持ってきたというだけだよということでございます。代理人との違いでございますが、代理人は代理人本人の名義において請求を行うというわけですが、使用者はそういうことはやりませんので、その点では異なるということですが、なりすまし防止の観点からは代理人と同様の留意が必要だと。そのために本人確認書類の提示とか、請求者本人のために受け取りを行うことを証する書類の提出等、代理人による請求の場合と同様の確認手続を行うのが適当ではないかということでございます。今までは、何の気なしに代理人・使用者と一緒にたにしておりましたが、それを丁寧に書いたということでございます。

④のところでございますけれども、本人確認と、あと代理人の確認の関係でございますが、前回のところで第三者が本人等請求の場合の代理人になりすまして請求する場合がありますので、それを防止する必要性が高い。そのために指定の事実の確認とかそういうものにつきましても、本人との関係性を踏まえつつも、請求者本人の本人確認を行ったほうがいいのではないかとということでございます。ここは、一つは戸籍とかのバランスもございませうが、事務負担の関係もございませうので、当然委任状の提出だけで明らかになれば、それはそれでいいわけでございますが、明らかなる場合は不要だけれども、それ以外の場合にはやるということを丁寧に書いておるとということでございます。

次の7ページでございますが、交付請求書の開示ということで、これをさらに進めて、本人通知制度をやってくれという意見がございましたので、それについてどういうふうにか考えるかを丁寧に書き込んでおこうということでございます。本人以外の者に住民の写しを通知した場合に、その旨を被請求者に通知する制度ということですが、この場合、交付

請求書の開示と同様に、さまざまな意見があるというのが1点のほかに、これは大阪府の研究会の中で言及されたことですが、市町村の事務負担上の対応可能性というものがある。これがプラスアルファの課題としてあるのですというところを指摘しているということでございます。

以上が全体として写しの交付のほうでございまして、あと8ページの届出のほうでございまして。これも先ほど使用者と一たん分離しましたので、代理人による届出と一たん変えた上で括弧書きで使用者による届出の場合も同じですという考え方を書いておるところでございます。

9ページでございまして、本人確認書類がなかった場合に手紙を出しますよというところで、基本的に最終的にどういう場合に出すかは市町村長の判断にゆだねられるわけですが、そのところを丁寧に書いておこう、全部が全部対応しきれない場合があるという意見がございましたので、それは必要に応じて当然やるんだと。その必要に応じてということとは、まず第一番目の本人確認をどれだけ丁寧にやるかということで、それを踏まえて、最終的に通知をするかどうかを考えてくれというニュアンスが出るようにということで、②で必要に応じてという表現を入れてございます。

10ページでございまして、2の罰則のところでございます、偽りとかの不正の場合のあり方でございます。これにつきましては、もともとの素案では保護価値が高まっているというふうな客観的な書き方をしているのですが、今回のパブコメ等も踏まえますと、客観的価値以前の問題として、そもそも個人情報というのは非常に大事で、それをある程度形がある、公証された紙の形で不正入手することは反社会的だという認識がありますので、まさに保護に対する意識が高まっているという点が、本来的な意味で根っこではないかということで、そちらに合わせるような形にしてございます。価値が高まっていないというわけではないのですが、刑罰の強化という面では、むしろこの意識の高まりというのが大事なのかなということで表現を若干修正してございます。

以上でございます。

【堀部座長】 ありがとうございます。

ただいま、望月理事官から、パブコメとかについて、それから住民票の写しの交付制度の見直しについて報告書案のご説明をいただきました。何か。

【望月理事官】 済みません。あと資料3でございまして、資料2とあわせまして、最終的に資料2、3がワンパックにして報告書という形になって出ささせていただきたいと思

っております。資料3のほうは、これまで4回検討会を行いまして、その際に提出させていただいた資料の中で、若干重複がありますので、その重複を省きまして整理をしたものでございます。ざっと見ていただくと、何度か見覚えがあるかなというような資料がずらっと並んでおりまして、あと、資料の18、後ろのほう、40ページでございますが、この前までは卓上配付ということで世の中にはお示しできていなかったわけですが、法制審議会の戸籍法部会で正式案ということで戸籍法の見直しに関する案としてまとめられましたので、こちらのほうも収録させていただこうと思っております。

以上でございます。

【堀部座長】 資料3の資料編とあわせて報告書としてはまとめるということですので、どうぞご意見等をお出しく下さい。いかがでしょうか。

【宇賀座長代理】 報告書(案)の6ページです。3その他の①のところですが、今回パブリックコメントでこれに関するものが、資料1の10ページから11ページのところに出ていて、確かに両論あるというのはそのとおりかと思えます。ただ、今回資料1の10ページのところを見ていくと、やはり何とか検討してほしいという意見、特に本人通知制度の導入を要望するというのが23市町村もありますので、これを見ると数の上でやはり何とか法的な対応をしてほしいという意見が、かなり市町村のレベルあるいは都道府県のレベルでもあるんじゃないかなという印象を持ちました。

ただ、今回この問題について法改正をここで提案できるかとなると、時間的にも無理だと思いますし、またこの問題を考えるに当たっては、住民基本台帳の制度だけを検討するにとどまらず、戸籍法もそうですし、ほかの第三者請求の制度も含めて整合のとれた制度を検討する必要がありますから、時間的な制約からして、今回、この問題について法改正をするという方向で結論を出すということは無理があるだろうと私も考えます。

そういうことで、今回、改正の提案をしないということはやむを得ないことだろうと考えているのです。ただし、6ページの①の最初の段落のところ、設けないこととするのが適当であるという記述になっており、最後の適当であるという部分が、住民基本台帳法に被交付請求者による開示請求者の記録へのアクセスに関する規定を設けるべきなのか、それとも設けないで個人情報条例にゆだねるべきかということについて、後者のほうがいいんだというニュアンスがちょっと出てしまうような感じがするのです。私はそのところについては、この検討会で議論をして価値判断したわけではなくて、要するに今回この検討会でこの問題について検討することは時間的にも無理であるし、もっとさまざまな検

討が必要であるから、今回はとりあえずこういうことにするという趣旨だろうと考えていますので、「のが適当である」という部分をできれば取っていただいたほうが、この検討会の考え方について誤解を受けないんじゃないかと感じるのです。「適当である」という表現があるために実体的な判断として個人情報保護条例にゆだねるほうがよいというニュアンスが出てしまうんじゃないかなということを懸念しました。そこが1点です。表現の問題であって、内容の修正をもとめるものではないのですが。

7ページのほうも、動向を注視していくべきであるというところについて、動向を注視していくというのはそのとおりですけれども、その前に、例えば「将来の課題として」というようにちょっと入れていただいて、将来の課題として動向を注視していくべきであるとしていただくといいのではないかなと思いました。

【堀部座長】 ああ、そうですか。

いかがでしょうか。ほかの委員の方、今の宇賀委員のご発言について意見がありましたらお出しください。

前にも申し上げたのですが、住民基本台帳ネットワークシステムでも、アクセス記録については住民基本台帳法には開示請求については規定がなくて、都道府県の条例で対応するというで現に対応しています。ですから、全体の問題として考えなければならないところがありますし、条例との関係をどうするかとかいろいろあるように思います。宇賀委員が言われるように、ここで議論していない、またいろいろな問題があるところですので、適当であるという判断がいいかどうか、そのあたりいかがでしょうか。

ご提案とすると、「特段の規定を設けないこととする」でいいわけですか。

【宇賀座長代理】 ええ、そこで一度切っていただけないかなと。

【堀部座長】 それからもう一つ、7ページ、「将来の課題として動向を注視していくべきである」としてはどうかということですが、ほかの委員の方いかがですか。

【宇賀座長代理】 今、ちょっとこういう意見を申し上げたのは、実際ここ二、三年、自治体の方を対象に個人情報保護についてお話ししますと、この問題についてご質問とかご意見をいただくことが非常に多くなってきているからです。今回、パブリックコメントを見ても、やはり現場で非常に関心の高い問題だということが窺えると思うんです。それがどうしてかということを考えてみますと、住民基本台帳法ができたときは、個人情報保護条例なんて一般的なルールはなかったわけですし、公証制度でしたから、第三者請求というのも全く違和感なく受けとめられていたと思うんです。ところが現在は、すべての普

通地方公共団体に個人情報保護条例があって、それがそれぞれの自治体の個人情報の一般的なルールになっていますね。ですから、自治体が保有する個人情報の保護については、個人情報保護条例がベースラインとして設定されているのが現在の状況だと思うんです。そうすると、その個人情報保護条例においては、一般的には、自己情報について本人開示と、それから法定代理人の代理請求のみが認められており、第三者請求という制度はないわけで、住民基本台帳法とか戸籍法で、住民票の写しの交付とか戸籍謄抄本の交付について、特別なルールをつくっているという位置付けになるわけです。そうすると今の個人情報保護条例のベースラインを前提とすると、第三者請求に対する意識も変化せざるをえないと思われま。前々回だと思うんですけれども、岡田委員が言われた一般的な現在の個人情報保護の意識からすると、第三者が自分の情報を見られて、見られた側は見た側について何も知ることができないということについての素朴な疑問が出てきているというのも、現在、個人情報保護条例が自治体保有の個人情報の保護の在り方に関するベースラインになっていて、それが一般的な個人情報保護の意識になっているというところがあるからだと思うんです。ですから、第三者交付請求のほうについては、法律で特例を定めていて、被交付請求者側については、法律はそこは何も触れないで条例に任せますということかというの、かなりの自治体の方が現場で抱えている意識ということを、実際に自治体の方とお話ししていて非常に感じています。これはいろんな問題を考えていく必要があるんで簡単に結論が出る問題ではないと思いますけれども、しかし、重要な課題として、今後この問題については十分に動向を注視していく必要があると思ひますし、また将来、必要に応じてこの問題について、総合的な観点から検討していくということが重要ではないかと考えましたので、そういう意見を述べさせていただきました。

【堀部座長】 はい、どうぞ。

【藤井局長】 条例にゆだねるという趣旨は、一般的な個人情報保護法制である条例にゆだねることになるかと思ひているのですが、その個人情報保護条例の物の考え方は、もちろん本人開示という制度があるのですが、その本人開示される情報というのが、確かにその本人に関する情報でもあります、請求者である事業者とか、あるいは請求者である個人情報も複合的に一体化されている情報というふうに管理がされるわけであって、本人に開示する場合でも、第三者である請求者である公人とか、あるいは事業者に不当な不利益を及ぼすおそれがないという場合は、ちょっと条例上大ざっぱに言ひていひますけれども、基本的には第三者に情報を、本人に開示して支障のおそれがないということであれ

ば、それは開示していいという制度になっているんです、今の基本的な個人情報保護法制というのは。そういう規律にゆだねるということで、当面しのげるんじゃないか。要は支障がなければ出してやればいいじゃないかと。

【宇賀座長代理】 個人情報保護条例に基づいて開示請求がなされた場合、第三者、すなわち請求者以外の個人に関する情報について不開示とする規定があり、一般的に言うと、かかる不開示規定は個人識別情報型をとっているわけです。企業が請求してきた場合には法人等情報の問題になりますから、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないければ法人等の請求者は開示されるんですけれども、個人が第三者請求をした場合ですと、個人識別情報型の個人情報保護条例の下では、実務の運用を見ると、みんな黒塗りになっちゃっているわけです。ですから請求してみても何もわからないという状況なんです。ですから、見られた側は本人の知らないうちに交付請求をされていて、だれが見ただけでも知ろうと思っても、それもわからないということについての住民の側の不満がかなりあって、実際に住基法を運用している自治体の現場の方たちがそういう不満をもろに受けるわけで、そこで自治体職員の側からも改善要望が出ている状況なのです。だから条例の運用にゆだねると、現在の個人情報保護条例の下では、不開示情報である請求者以外の個人に関する情報についてはほとんど個人識別情報型ですから、第三者交付請求をした請求者が個人の場合には、第三者交付請求者が識別される部分はまず黒塗りになってしまい、被交付請求者が開示請求しても交付請求者が誰かは全くわからないという状況になっているので、こういう問題が出てきているということなんです。

【藤井局長】 今、そこまでの詰めた議論になって、まさにそういう識別型でやっている個人情報保護法制の物の一つの政策判断だと思うんです。それと住基法の公証とか、あるいは住基法上の個人の利益を保護するという、そういう利益の政策判断、これをやっぱり詰めていく必要がかなりあるということだろうと思うんですけれども。

【宇賀座長代理】 そうですね。だから住基法のほうで第三者請求という制度が、個人情報保護条例のルールがないときから入っていて、それを問題にする意識も昔は全くなかったわけです。ただ、現在は、個人情報保護条例がベースラインになっており、その観点から見ると、いわば特例的な制度が住民基本台帳法とか戸籍法でつくられているという形になるのです。元来は、およそ被交付請求者が、だれが第三者請求したかを知る必要性について、全く認識されていない時代からあった制度です。今回は、かなり第三者請求を制限する方向で報告書がまとまろうとしているのですけれども、それでも住民の側から見る

と、この部分についてどうしても不満が残ってしまっていて、住基法で開示請求について第三者請求という特例を設けている以上、それに対応する形で被交付請求者側について何らかの権利を与えなくていいのかということが課題として浮上ってきているというふうに見るべきだろうと思うんです。

そこについてどうするかは、私も軽々には結論は出せない問題で、住基法の検討だけで決められる問題でもないだろうと思っています。戸籍法を始め、ほかにこういう第三者請求制度にはどういうものがある、そこについてどういった形でバランスをとるのがいいのかということについて、総合的に検討していく必要があって、今回の検討会ではとても時間的な余裕がないので、ここでは結論は出せない問題だろうと思います。だから結論が出せないということと、しかし将来の課題としては重要ですということをこの検討会として認識している、ということが国民に伝わるような表現の工夫をしていただければという趣旨なんです。

【堀部座長】 いかがでしょうか。

【岡田委員】 私もほんとうに素人で、ああいう質問や意見を出したのですが、その後、周りの人に聞いても、自分の情報をだれが開示請求したかを自分が知ることが出来ないということについて、ほとんどの人が知らないのです。そんなばかなことがというのがみんなの感想です。ですから、現場の方はそういう生の声を実際に自分の問題として体験した人から聞いているのだと思うのです。今後そういう体験をした人から、もっと大きな声として出てくるのではないかと思いますので、ぜひ慎重にでもいいですから将来的に検討していただきたいと思います。

【堀部座長】 ほかにいかがでしょうか。

【角委員】 意見ではないのですが、今の問題に関する実体的な意見ではなくて、そうすると、この報告書をどうするかという話で、この6ページの、先ほど宇賀委員がおっしゃった3その他の①の第1段落目の最後の「こととするのが適当である」は削除しちゃって、「現時点においては設けないこととする」で切って、そうすると、あともう一つ、「ただし」から始まるところで、最後の、「今後とも」で始まる文章の前に、ちょっと日本語の作文は、例えば交付請求書の開示についてはこれからも議論を続けていかなければならないというような文言を入れるということによろしいのですか。

【宇賀座長代理】 私のは、7ページの2行目の、「動向を注視していくべきである」の前に「将来の課題として」と入れていただくという、それでいいです。

【角委員】 「将来の課題について」と入れちゃうと、日本語が通じないんじゃないかと、そういうくだらない話で、利用状況という、将来の課題について何が将来の課題なのかちょっと日本語で通じないかなと思って、というだけの話で、おっしゃる趣旨はあれですけど、ちょっと……。

【堀部座長】 日本語として変ですか。

【角委員】 いや、何か「今後とも利用状況等について、将来の課題として」というと、何が将来の課題かがよく見えないという、ただそれだけで、あとはそれは、将来の課題としてとすることについて全く異議がございませんので、事務局に作文はお任せしたらどうかと、それだけのことです。

【藤井局長】 そういうことでしたら、交付請求の開示等については将来の課題であるというふうに結びつけばいいということでしょうか。

【角委員】 そうです。はい。

【堀部座長】 何が将来の課題かはっきりするよというご意見ですね。それは少し工夫はいたしますが。ほかに、今の宇賀委員のご発言に関連していかがですか。

【小暮課長】 ちょっと今の認識の話で、要は、今後全体的には報告書で検討した結果の形なものですから、語尾は事実事実で言い切っている形でいいんですが、一応適当であるとか考えられるとかいう形で書かせていただいております。ですから、ここのは、宇賀先生がおっしゃるのは、現時点においては設けないのが適当であるというのがポイントなんですが、そこが、対応することが適当であるというふうに誤って読めてしまうのではないかとというのが一番のご意見じゃないかと思うので、こちら辺は全体に少し書きぶりを、すぐには浮かばないのですが、個人情報保護条例等で対応するのが適当であるということに誤読されないように、語尾のところは、少し考えさせてもらいたいと思います。

【堀部座長】 それでは、趣旨を踏まえて修文をするということにしたいと思います。

【小暮課長】 今のポイントは先生、個人情報保護条例等で対応するのが適当であるというのが結論みたいに、ではなくて……。

【宇賀座長代理】 ええ、要するにそういう実体判断をここでしたというわけではないので、そのことが誤解なく伝わる表現が工夫できないかという趣旨です。

【小暮課長】 判断をここでしたわけではないというのが誤解されないよというご趣旨だと思いますので。

【宇賀座長代理】 そうです。

【堀部座長】 それでは、どうぞ。

【大井幹事】 今のところですけども、今回新しく赤字で入れた部分ですけども、請求された場合について通知する制度、これも今後の検討課題の一つに入れればいいのかなという気がするんですけども。というのは、この開示請求とセットになる話かと思うんです。通知を出した、それじゃ、だれから来たの、それは真っ黒けで見せられませんということではあまり意味がない話になってしまうのかなと思いますので、今後検討する課題の一つとして、とられた人に対する通知の制度というのもあり得るということを入れておけばいいのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

【堀部座長】 具体的に何か例示で入れるようにという趣旨ですか。

【大井幹事】 ええ、ここにいろいろ検討課題がありますね。戸籍法の状況だとか……。

【小暮課長】 そこは認識が違います。というのは、交付請求の開示というのは、請求の開示を求めるということですけども、この通知制度というのは、本人が意図するとしなにかかわらず、すべてに出せということなので、交付請求書の開示よりさらに一歩進んだものなんで、同レベルではないと。ただし、このところで書いておいたほうがいいだろうなということで今日ご提示させていただいているのは、先ほどパブコメとかヒアリング等でもありましたので、ちょっとそこのところはこういうのがあるけれどもまず交付の開示請求の問題と、さらには事務上の負担というのがありますということで、開示の請求と同レベルの問題だと誤解されるような書き方はちょっといかなものかということです。

【望月理事官】 さらに進めてというふうを書くことと、同様の論点プラスアルファで、さらなる課題と書いてありますので、ここは将来の課題というか、開示請求制度そのものとある意味で一つのセットの議論であるような認識をしておりますので、今、上のほうで結論を書くことがどうかという中で、下のほうでさらにだめ押しで例示を中に書く必要もないのかなということで、ちょっとそれがわかる書き方を目指したいということでございます。

【大井幹事】 ただ、何となく課題が指摘されている、事務負担上の課題が指摘されている、これはもちろんそのとおりなんですけれども、こういうふうに言い切っちゃうと、もうこれはないよというような印象にとられないかなというのを気にしたもので、そういうお話をしたところです。

【角委員】 済みません。今のご意見の趣旨、7ページ目の米印が2つついている注で

は、住民票が第三者請求でだれかにとられましたよということを被請求者に通知する制度がこの※2つだと、いろいろそのニーズが言われているにもかかわらず、それについては将来的にも無理よというふうに読めるんじゃないかというご趣旨……。

【小暮課長】　　ここは、ほかの上の一つ目の※と同じように、要はこの事務負担上の対応の点はヒアリングの中でも議論がありますので、事実としていま、こういうようなことがありますよというのを情報として挙げておけばいいのかなというのが事務局の考え方です。

【前田委員】　　やっぱり交付請求書の開示という問題と、本人に通知をするという問題は、レベルが全然違うんじゃないか。つまり、今、基本情報しか基本的に出さない、しかも弁護士とかそういう限られた本人と公用以外は。さらにだれから請求されたからって、ぱっぱかぱっぱ構わず本人に通知をすれば、きっとだれに何でこんなの見せるんだという議論しか起きてこない、表立っては。そうすると、住民基本台帳は公証制度というのをどう考えるのだというレベルまでいってしまうのではないか、本人等通知を構わずやれば。ところが交付請求書の開示というのは、私の情報をだれに調べられたと本人が聞きたいという意味ですから、ここは今回、今はできなかつたけれども、将来の課題には当然なると思うんですが、あたり構わず請求がありましたよと通知するということは、公証制度との関係をどうするかということを整理しないとやたらに踏み込めないんじゃないかなと思います。

【藤井局長】　　仮に制度化するにしても、すべて通知するという話にすぐいくかというところ、こうこうこういう場合はとか、限定的にすることが考えられるのですけれども、その場合も、限定するということの理由づけみたいなものもやっぱり詰めていかなきゃいかんということになるかと思えますけれども。今、おっしゃったように公証制度というこの制度のやっぱり一つの政策判断をやっているわけなので、それは相当一方のバランスとして考慮しないといかんというところがやっぱり難しいところだと思うんですけれども。

【角委員】　　この2つ目の「※」は、そういう実体の中身の問題とは別にして、日本語として読んだときに、先ほど課長がおっしゃったように、いわゆる交付しましたよということの通知を被請求者にするというのも、確かに将来の課題であることは間違いないけれども、交付請求書の開示よりももう一段課題としては難しいというか、近々にやらなきゃいけない順番としては遠いんじゃないかということ。この米印2つを率然と読んだときに、もう事務がとても大変だから、交付を通知するということは課題でも何でもないので

すよと切り捨てているようには読めない。ただ交付請求書の開示と同じレベルの課題ではないというふうには……。これで読めるんじゃないかなとは思いますが、またさまざまな意見が存在する、「また」が入っているので、より難しい、これを実現するためにはものすごくたくさんハードルがあるけれども、一切課題ではないということはないというふうに、何か二重否定になって済みません。私はこれでいいんじゃないかなと、さっき課長がおっしゃったことがここで取れると思うんですが。

【藤井局長】 確かに米印がついているから、そこが付論とか傍論みたいに読めちゃって、検討会で検討した話そのものではなくて、ついでというふうに読まれるというところのニュアンスの問題なんですかね。それは傍らの話ですよというような位置づけになっちゃっているという。

【堀部座長】 このところをきちんと議論したわけではないので、この段階では、こういう形で1つ目の米印とあわせて意見があるということで追加してみたわけですが、いかがでしょうか、こういうことでこの段階はとどめたいと思いますが、よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

【角委員】 4ページの参考のところですけども、本人以外の第三者が住民票の写しを取得する正当な理由の例の、1番目の本人の代理として取得する場合というのが、これがいわゆる第三者請求という意味で書かれているのか、物理的に本人じゃない人が取得する場合と書かれているのかというのがちょっとよくわからないんですけども。

【望月理事官】 これは、本来、閲覧検討会の中でずばり書いたことそのものなんですけど、端的に言えば、第三者請求とかそういうことではなくて、本人の代理人としてということではあるかと思いますが。それで、住基法が何も代理人という規定がないんだけど、代理人については否定しないというのが今までの扱いなので、そういう考え方を端的にここに書いてある。要するに本人のかわりなんだ、明らかに本人の利益なんだからいいというのは、民法の考え方を排除することではないというので、確認的に書いてあるということです。

【小暮課長】 角先生のおっしゃるとおり、去年の閲覧では意味があったんですけども、ほかのところでは代理ができるというのは当然のこととなっているので、おっしゃるように、ちょっと、ないほうが良いような気がします。混乱するというのはよくわかりました。確かに第三者請求の要件は、戸籍とあわせて債権債務のところから入っていますので、しょっぱなに代理がないほうが、おっしゃるとおりだと思います。

【堀部座長】 第三者請求ですか。

【大井幹事】 今の参考のところの一番下の学術研究の部分が入りましたけれども、これは、戸籍法の場合は運用上としては、法務省の承認だとかそういった手続があったものについてとなっていますので、その辺のところでは何か確認、それぞれの自治体判断でというふうにもってこられちゃうと厳しい部分がありますね。何かその辺の判断を、文章はこれでいいかと思うのですけれども、何か考え方を示しておいていただければと思います。

【望月理事官】 ここは、大井さんは、ご存じの上で、なおかつおっしゃっているのだと思いますが、基本的には市町村長の判断が最終決定でございますが、閲覧の際も、やはり統計の場合についてどうするのかということで、ある程度統一性がないと厳しいのではないかというご議論もありましたので、皆さん、市町村もまた、もしくは我々も、情報を共有できるやり方を何とか構築して対応できればいいのかなということでございます。当然のことですが、国のほうで出しているとか悪いというふうな仕組みは構築できませんので、技術的な助言というレベルで、お互い意見交換していくということだと思っております。

【後藤幹事】 今のことに関連しまして、今回のこの4ページの参考のところ、赤で債務者、先ほど生命保険の未払いの関係とか、今の学術研究のための疫学上の調査ということのお話がありました。これは内容的には確かにそういう意味で当該請求される方にとっての利益になっているとか、あるいは公益上のプラスになるという面があるかと思うんです。一方で、例えば30年前に医療機関にかかった方が、突然何かの通知を受けるということの違和感もあるところもあるのではなかろうかと思ったりするのです。ですから、これはあくまでも感想でございますが、今回意見を出された、例えば生命保険の協会とか学術団体等からの意見でございますけれども、一方で、過去においてどこかで、個人の方と医療機関なり生命保険会社とか接点を持っているはずですので、その接点を持った段階で、将来にわたって住所の確認をさせていただくことがありますということ、できるだけ本人に確認をしていただく、こういうこともやはりご努力いただく必要があるのではなかろうかと思っております。このあたりは逆に、それぞれご意見をいただいたところに、むしろ自治体側からも、市民的な立場から言えばそういうこともご努力をしていただきたいということ、何らかの形でお伝えをしたいという気持ちでございます。

以上でございます。

【望月理事官】 ちなみに、今回ご意見いただいているところの追跡調査の頻度ですけれども、大体毎年やります。

【後藤幹事】　　そうですか。

【望月理事官】　　それで、今年何人、要するに生き延びていらっしゃるか、生存率を一定期間にわたって毎年定期的に行っている。そういうふうな状況です。

【大井幹事】　　これはもう一歩いくと、生死の関係とあと本籍の確認、それでもって、もし亡くなられた場合には、死亡の診断書といったところまで求めるという形になるかと思うので、そういうことになるかと本籍表示のものも必要になってくるかと思うんです。その辺があるので、ちょっと取扱いとしては、通常のものとはちょっと異質なのかなという気はします。

【小暮課長】　　今、後藤幹事がおっしゃっていた、それぞれの生命保険会社、年金とか研究団体のほうが、ちゃんとこういうこともやりますとか、そういうことをやるようにというのはおっしゃるとおりだと思うので、どちらかという実体的にはやっているようなんですけれども、そこら辺を契約書なり差し上げるときにということはおもったことなので、ちょっとそこの注意喚起は、私どもの宿題として承りたいと思っております。

それから学術研究の戸籍とのお話がありましたが、もともと戸籍のほうでは閲覧制度が廃止をされているので、特別な制度として立案されています。私どものほうは、この学術研究なんかの場合もある程度住基台帳の閲覧とかで見た上で絞り込んで、その後のフォローみたいな形があるものですから、閲覧で一定の場合、ご存じのようにこういった疫学的なものとかを認めるというのは昨年整理しておりますので、閲覧で認めて交付のほうで認めないというわけにもいかないだろうということで、若干そこら辺のところは、実は戸籍のほうとちょっと制度が変わってまいります。今、大井幹事がおっしゃったような、どこまで調べるかの話になると、聞いていますのは住基を使うのは先ほど言った死亡原因というのは、実は住基のほうではとれませんので、大体ここはがん等の5年生存率の調査ということで、生きているか生きていないかということ、住民票があるかないかで見るとこのようでございますので、ですからそこら辺は実は、前さばきのところはうちのほうで切って、その後、さらに学術調査するということになると、先ほどおっしゃった戸籍法の手続にのっとってやるということですので、多分当然2段やるということでございます。その点だけちょっとご参考にお話ししておきたいと思えます。

【堀部座長】　　ほかにはいかがでしょうか。

ほかにご意見がないようですので、先ほど出ました幾つかの表現につきましては、事務局と調整させていただきたいと思えますが、ご一任いただけるでしょうか。

(「はい」の声あり)

【堀部座長】 それでは、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

そうしますと、これで、この住民票の写しの交付制度等の見直しについての報告書を、若干修正はいたしますが、こういう形で確定させていただきたいと思います。

この検討会は9月に発足いたしまして、きょうで5回目になります。その間、大変精力的にご審議いただきまして、報告書を取りまとめることができましたことについて、厚く御礼申し上げたいと思います。

報告書の扱いにつきましては、今のようなことで若干修正した上で、その修正を含めて決定ということになります。本日は最後ですので、委員の皆様から一言ずつご感想等をいただければと思います。それでは、石川委員、いかがでしょうか。

【石川委員】 私は、全国の会長をやっておりますので、市町村の規模だとか、それからやり方によってさまざまな意見があることは事実なんです。したがって、きょう出されたのは、ある意味では一つの集約されたもので、実際の運用はかなりそれぞれがやると思いますが、それはそれぞれが持ち寄って、閲覧と同じような形の中で解決していかないといけないだろうと思います。どうしても実務担当者はがんじがらめにしたいというあれがあるわけです。私はそれは無理だと思っています。ですから、ある面ではこの答申というのを、やっぱりそれぞれが、実務担当者がこなしていく中で、ケースを持ち寄って、また手を入れることは入れていくというやり方しかないだろうと思います。ですから、ある面ではこの答申というのは、そういう意味で我々としては、今までいろんな議論をしてきた大体の集約をされたものだと思いますので、ぜひこれをお願いしたい。実務的にはいろいろ議論をしたいと思います。そういう感じです。

【堀部座長】 ありがとうございます。岡田委員、どうぞ。

【岡田委員】 戸籍と住民票という、こういう委員会に参加してみて、初めて自分の身近なことというのは感じたぐらいで、ほんとに不勉強だったのですが。ただこういう委員会を続けている間も、いろんな問題が出てきています。個人の情報が悪意で使われないようにすることは、現場の方もそれから法律をつくる側も、なかなか大変のかなと思うのですが、きのう、問題になっていました二十歳の男性の戸籍がなかった件ですが、あれもサラ金の請求を逃れるために親が住民票も出せなかったということです。また、最近が高齢者の問題で、本人が認知症になったときに周りが悪意でいろいろ住民票や戸籍が使われているなど聞きます。当然とはいえもっと私たちが真剣に戸籍とか住民票というのを考えて、

常に自分でチェックをしなきゃいけないんだなと思いました。ただそういうことをどうやってみんなに知ってもらうか、などまだこれから真剣に取り組まなきゃいけない問題だと思いました。

【堀部座長】 ありがとうございます。宇賀委員、いかがですか。

【宇賀座長代理】 個人情報関係の5法が成立したことで、我が国の個人情報保護のレベルがようやく先進国並みに追いついたと思っているのですが、個人情報保護関係5法の立法過程では、特に厳格な個人情報保護を必要とする分野が幾つか挙げられました。このような保護の上乗せも重要ですが、他方で、個人情報関係5法によって我が国の個人情報保護についてのミニマムスタンダードが設定されたわけですから、そのミニマムスタンダードまでの底上げという課題が、より喫緊の課題ではないかと考えております。すなわち、個人情報保護の意識がそれほど高くない時代の制度の見直しが、個人情報保護関係5法の立法過程では必ずしも十分に行われなかったので、ミニマムスタンダードまでの底上げという課題が残っているだろうと思うんです。昨年の住基法の改正で、閲覧制度の見直しが行われ、残っていた写しの交付の制度についても今回こういう報告書がまとまって、今年の通常国会に改正法案が出るということで、今申し上げました底上げという課題の一つがこれで達成されることは大変喜ばしいことだと思っています。

【堀部座長】 ありがとうございます。では、角委員。

【角委員】 私も岡田委員と同じで、戸籍と住民票と両方の研究会、戸籍は法制審ですけども参加させていただきまして、その前は全く無知蒙昧の状況で、ほんとうに不勉強を痛感いたしました。両方にかかわって感じたことというのは、やはり戸籍なり住民票なりというのがあるので、世界に冠たる緻密な身分事項というのを、いわゆる国ないし地方公共団体が持っている。そういうある意味でとても便利なものがある以上は、社会で使わなければそれは不便でしょう。今までずっとそれでいっていたのに対して、いや、そうじゃない、そこはものすごく個人情報が詰まっているから、いわゆる個人情報の保護ということから、今のようないろいろな法律の見直しがあるわけです。この2つのバランスというのをどこでとるかというのが非常に難しく、人によってはやはり、公証制度はみんな使うようにと、そっちにバランスを、重きを置く人もいれば、やっぱり個人情報のほうが大事と、何かそのあたりのせめぎ合いかなという気がいたします。そうすると、その中のせめぎ合いで戸籍なり住民票なりについての見直しが図られていい。そうするとやはりそのバランスをどこでとるかというところで結論が出ているわけで、先ほど石川委員がおっ

しゃったように、やはりそのバランスをとった中で事務をしていかなければならない現場の方々というのは、今まで以上にご苦勞がおありになるので、大変ですけれども頑張っていたきたい。何か私が最後に言うことじゃないかもしれませんが、そう思いました。

【堀部座長】 ありがとうございます。前田委員、いかがでしょう。

【前田委員】 私は都道府県の立場からの参加でしたが、制度と、実際に窓口で市町村、特別区の方々が対応するところで、やっぱりずれが出てきてしまって、それはもう幹事からもお話がありましたように、どうしてもそのギャップで苦勞してきたというところがあると思いますが、昨年の閲覧制度の見直しに続いて、今回、戸籍法の改正と合わせて、この住民票の交付について議論が行われて、法改正ということになっていくのでしょうかけれども、それは非常に意味あることだと思います。もうそういうことであれば、新しい制度のもとで、都道府県なり、実際には市町村特別区の事務でございますが運用していくということになりますので、実務上のガイドラインという話に次はなっていくと思いますが、それは総務省の皆さんにはまたよくご配慮をお願いしたいと思います。

【堀部座長】 ありがとうございます。

この住民基本台帳法は、昭和42年、1967年施行で、今年が2007年ですから、施行されてからちょうど40年たっています。当初は、宇賀委員が言われたように、むしろ個人情報保護というよりも、それを公証制度として公開するという方向でずっときたのですが、その後、この住民基本台帳法について言えば、1985年（昭和60年）のときに見直しをしまして、請求事由を明らかにし、不当な目的によることが明らかなときは、市町村長はこれを拒むことができる、こういうふうになりました。そのときにもかかわりました。その後、大きな改正としますと、住民基本台帳ネットワークシステムの導入を目的とした改正、これが1999年（平成11年）ですけれども、その前の大臣懇談会などにも参加したり、また住民基本台帳法の改正法案の国会審議の際にも参考人として出たりもいたしました。そういう経験を持っています。さらに、先ほど出ていましたドメスティック・バイオレンスの場合に、閲覧、住民票の交付をどうするかという議論、これは法律改正まではいたしません、解釈で対応するということになりました研究会にもかかわり、また一昨年の閲覧制度、昨年から今年にかけてのこの住民票の交付等の検討会にもかかわってきました。この一連の流れを見ておきますと、国民の個人情報保護意識、プライバシー保護意識と連動してきていることがわかります。それに政府としても適切に対応していく。自治体としても対応していくということできていますので、今回、住民票の写しの交

付制度につきまして、こういう形でまとめることができたということは大変重要な意味を持っていると思います。

委員の皆様、また事務局、幹事の方、内閣府、法務省にも大変お世話になりました。改めて御礼申し上げたいと思います。

それでは、最後に藤井局長から、一言ごあいさついただければと思います。

【藤井局長】 まず、この検討会、昨年9月から5回にわたって開かれたということでございますが、年末にかけてのそれぞれお忙しい時期だったかと思えますけれども、メンバーの方々、それから幹事の方々も含めまして、そのお忙しい中この私どもの検討会にご参加いただいて、熱心なご討議をいただいたことに心から感謝申し上げたいと思います。

この住民票の写しの交付制度のあり方のテーマは、先ほど来話し合っていますけれども、閲覧について原則公開を原則非公開にしたという昨年の制度の改正から宿題になっていた案件でございます。それを今回、考え方を整理していただいたということでございます。このご報告をもとに、私ども、速やかに法案を立案いたしまして、今、開かれている通常国会に提案して成立を期さなければならぬと思っておりますのでございます。

この通常国会、参議院選のある年でございまして、なかなか延長もできないし、地方統一選もあるとか、あるいは連休もあるということで、その中で総務省も16本ぐらい法案を出しているということで、結構日程的には厳しい点はあるのですが、この制度改正というのは、地味ではあるものの、これも先ほど来先生方からお話がありましたけれども、ある意味で個人情報の保護という非常に重要な課題、それから住民票制度自体が公証制度として相当定着していて、やっぱり経済社会に欠かせない制度となっているのですが、それをうまく調和させる重要な改正だと思っております。私ども、ぜひ今国会で成立目指して頑張りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

またその後、市町村に対するいろいろな情報提供のご要望がありました。なかなか戸籍は法定受託事務、住民票は自治事務ということで、そんなに押しつけがましくやるというのは、そもそもそれぞれの趣旨が違うことにはならないと思えます。さはさりながら、やっぱり実際現場でご苦労していただいている市町村の担当の皆さん方とも一緒に物を考えて、できるだけお役に立てるといようなことは絶対やらなきゃいかんと思っておりますので、そのあたりの努力も引き続きやるということをお話申し上げまして、せめて皆様のご熱意に対する私どもの回答というか、そういうことだろうと思っておりますので、ほんとうにどうもありがとうございました。

【堀部座長】 ありがとうございました。

それでは、以上で本日の検討会、これが最後ですが、終わらせていただきます。どうもありがとうございました。